

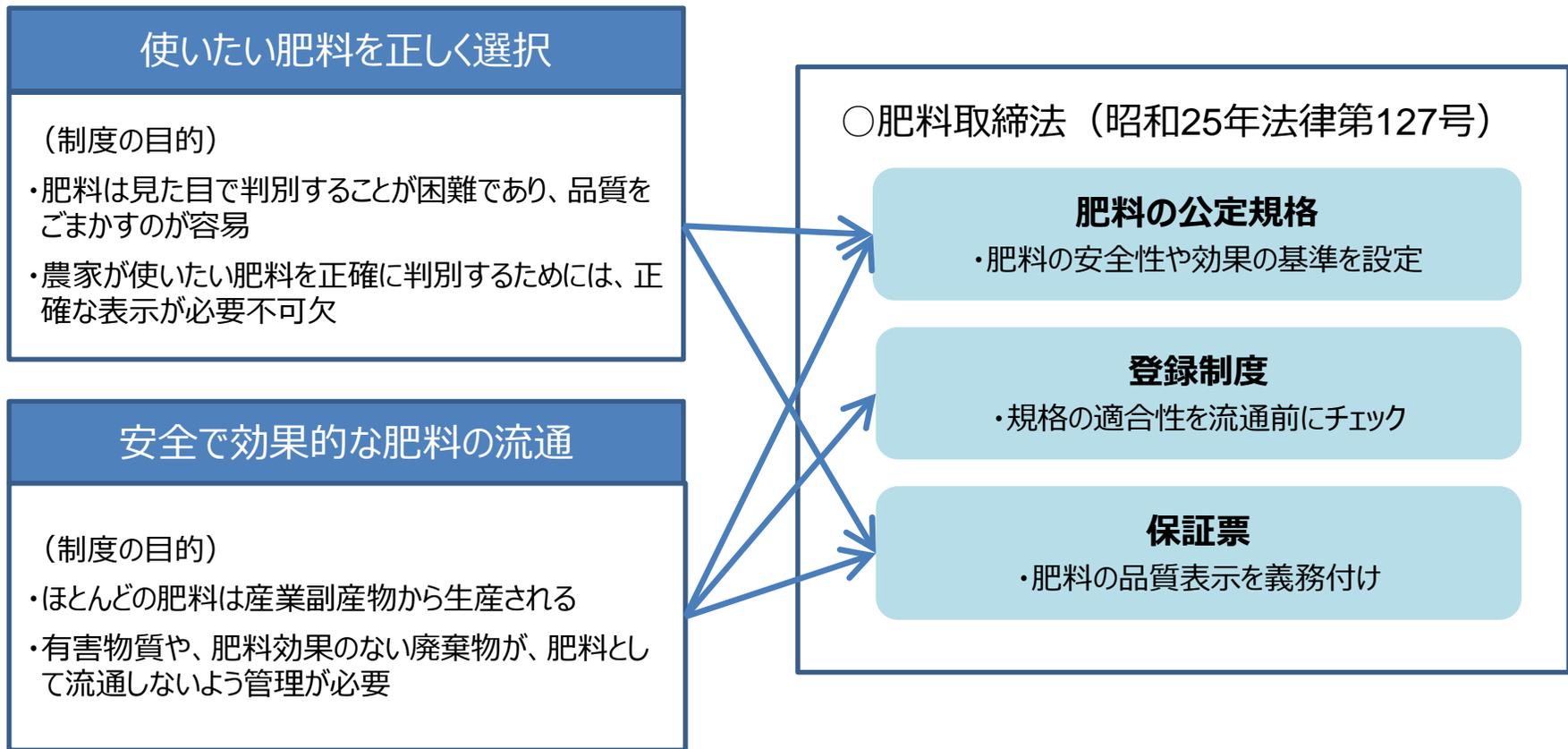
肥料制度見直しの概要

消費・安全局

令和2年2月18日

農林水産省

- 農家が、安全で効果的な肥料を、適切に使用できるようにするため、昭和25年に法律が制定された。
- 制度の目的や意義は変化していないが、時代の変化に伴い様々な制度上の課題も生じていることから、肥料の安全性の確保及び良質かつ低廉な肥料の供給の観点から、制度見直しの必要が生じている。



2 肥料制度の課題と見直しの方向

① 有機・副産物肥料を農家が安心して利用できるよう、肥料業者の原料管理制度の導入

- ・ 廃棄物等の原料には、有害なものや効果のないものもある
- ・ 利用可能な原料は行政が個別に判断しており、申請者以外には、**どの原料が利用可能か把握できない**状況
- ・ 有害物質基準超過や原料表示違反など、**法令違反が毎年発生**



- 肥料原料として利用可能な**産業副産物の範囲を明確化**
- 原料帳簿等の作成や定期的な重金属分析など、肥料事業者による**製造工程管理を徹底**
- 原料の**虚偽表示を防止**

② 農家のニーズに応じた新たな肥料の開発や利用が進むよう、肥料の配合の柔軟化や規格の見直し

- ・ 「**堆肥**」と「**化学肥料**」を配合することを原則認めておらず、農家は堆肥と化学肥料をそれぞれ散布する必要
- ・ 土壌分析結果に基づきめ細かな施肥の取組が増えており、**配合肥料の生産手続の簡素化**が課題



- **堆肥と化学肥料の配合**を可能に
- 農家からのオーダーメイド配合は**届出不要**に（措置済み）
- **登録不要**で届出のみで生産できる範囲を拡大（登録肥料を配合・造粒する肥料は届出で生産可能に）

- ・ 使用できる**原料**や濃度に**規格上の制約**があり、安全かつ有用にもかかわらず利用できない産業副産物が多く存在
- ・ **微量要素等**の組合せや濃度に**規格上の制約**があり、ニーズに応じた肥料が作れない場合が存在



- **様々な原料が利用**できるよう、規格を見直し（副産物肥料の最小成分等の見直し）
- **様々な微量要素等の組合せや表示**ができるよう、規格を見直し

③ その他、肥料の表示等について、現場のニーズの変化に合わせて規制を効率化

- ・ 動植物質の配合肥料は頻繁に原料変更が行われるため、その都度、**包材の表示変更コスト**が発生
- ・ クロピラリド等の新たな有害物質や、緩効性肥料の効果の出る時期に関する情報など、**農家が求める情報は一層多様化**



- **保証票**の表示は**必要最小限**の内容とし、農家が必要に応じ詳細な情報にアクセスできる仕組みを検討
- クロピラリド等の**新たな有害物質**や、**緩効性肥料**に関する**表示ルール**を検討

- ・ **成分保証のルール**が厳しすぎて過剰品質となっているとの指摘がある
- ・ 届出制の配合肥料の保証値は**原料肥料の保証値の合計**としているが、配合を重ねるほど実際の成分量から**上ぶれ**する



- 肥料成分の**検査法**や**判定ルール（許容差）**を見直し
- 配合肥料の**分析値による保証**を検討

- 肥料は、**見た目**では、その**効果や安全性は判断できず**、生産に悪影響が出て**も肥料が原因と特定することが困難**であり、農家は粗悪な肥料や表示と異なる肥料を判別することが難しい。
- **肥料生産業者**と**農家**の間に**情報格差**が発生しやすいため、公正な取引が行われ**ないおそれがある**。
- この格差を解消するためには、取引上有利な立場にある肥料業者が、**製品の品質**に関する**正確な情報**を農家に提供する必要がある。

<化学肥料>

◆ 硫酸



◆ 尿素



<汚泥肥料>

◆ 汚泥発酵肥料



◆ 工業汚泥肥料



<産業副産物由来肥料>

◆ なたね油かす及びその粉末



◆ 甲殻類質肥料粉末



◆ 副産窒素肥料



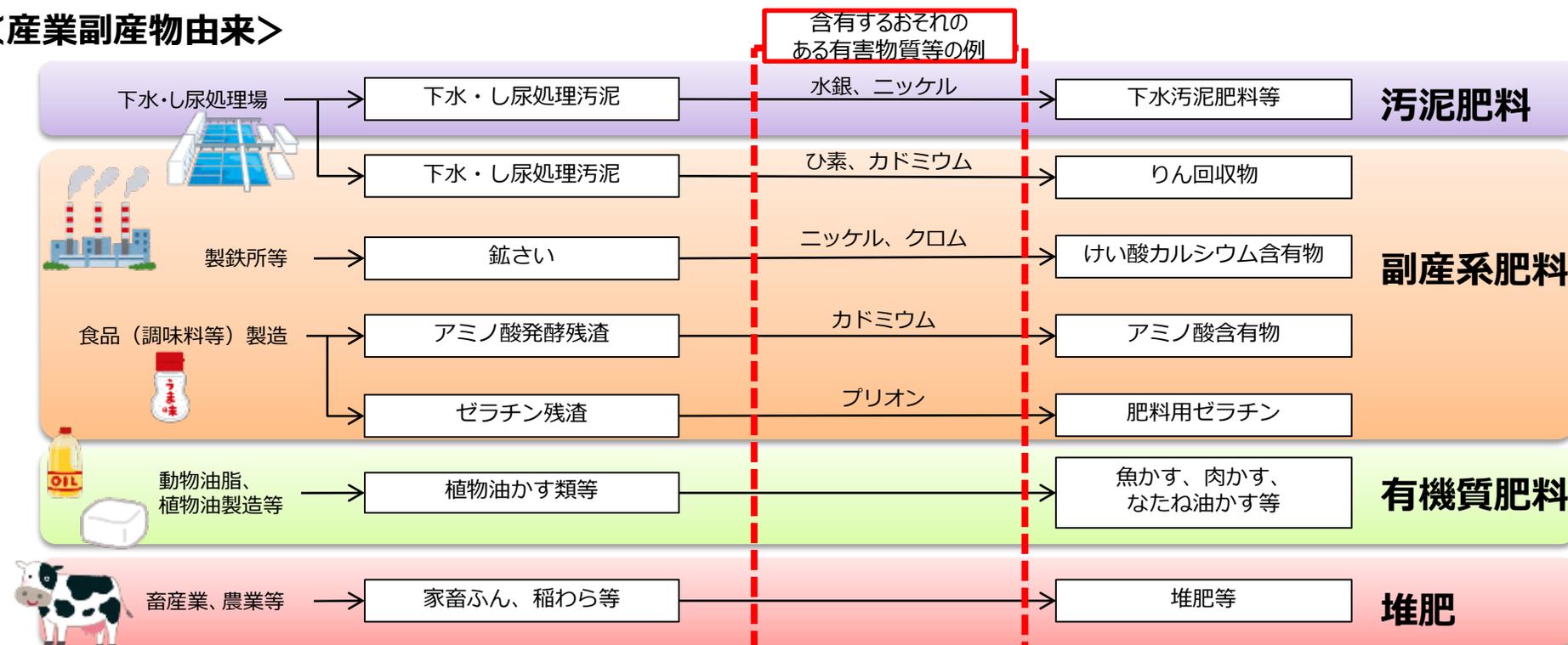
◆ 液体副産窒素肥料



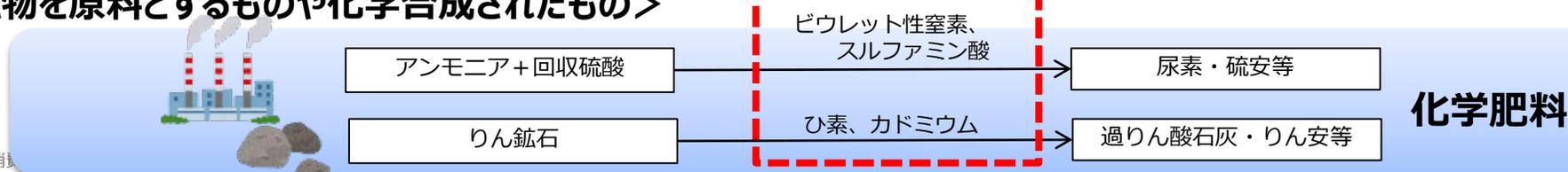
(参考) 肥料に利用される原料

- 肥料は、**鉱物**を原料とするものや**化学合成**されたものと、**産業副産物**を原料とするものに大別
- 鉱物の品位の低下が進んでいるほか、化学合成においても副産物が利用されるなど、**産業副産物を原料として生産される肥料が多くなっており、有害物質の管理など安全確保が重要**

<産業副産物由来>



<鉱物を原料とするものや化学合成されたもの>



(参考) 「肥料取締法の一部を改正する法律」の概要

背景及び趣旨

我が国の農地における地力低下や土壌の栄養バランスの悪化が懸念される中で、国内の低廉な資源であり、土づくりにも役立つ堆肥や産業副産物由来肥料を安心して活用できるよう、肥料の品質確保を進めるとともに、農業者のニーズに柔軟に対応した肥料生産等が進むよう、法制度を見直す必要。

【具体的課題】

(1) 産業副産物資源の有効活用

産業副産物の肥料利用の一層の拡大に向けて、農家がより安心して利用できるようにするためには、原料管理の強化や虚偽表示などへの対応が必要。

(2) 農家ニーズに応じた新たな肥料の生産・利用

農家ニーズに対応するため、これまでできなかった堆肥と化学肥料の配合等、土づくりや労力・コストの低減につながる肥料配合に関する規制の見直しや、効果の発現時期（緩効性）等、施肥の効率化につながる品質表示の充実が必要。

法案の概要

1 肥料の原料管理制度の導入

- ① 農林水産大臣は、肥料に使える原料の範囲の規格を設定
- ② 肥料の生産業者及び輸入業者に、原料帳簿の備付けを義務付け
- ③ 肥料の原料の虚偽宣伝を禁止

2 肥料の配合に関する規制の見直し

- ① 普通肥料（化学肥料等）と特殊肥料（堆肥等）を配合した肥料や、肥料と土壌改良資材を配合した肥料を、届出で生産できる制度を新設する。
- ② 登録済みの肥料同士の配合に加え、一定の加工（造粒等）を行った肥料についても、届出で生産できることとする。

3 肥料の表示基準の整備

農林水産大臣は、成分量等の品質表示に加え、肥料の効果の発現時期（緩効性）等の肥料の品質や効果に関する表示についても基準を定め、必要に応じて指示・公表・命令ができることとする。



肥料業者自身による原料管理の義務付けや、届出肥料の拡大に伴い、法律の題名を「肥料取締法」から「肥料の品質の確保等に関する法律」に改正。

(参考) 法律以下のレベルでの制度の見直し

【公定規格の見直し】

- 規格により**有効成分の最小濃度**等を定めているが、濃度が規格を下回るために**肥料利用できない（規格に合致しない）産業副産物が多く存在**。また、肥料の種類ごとに**規格が細分化**しているため、ある肥料で既に利用されている原料が、別種類の肥料では利用できないなど、**新規原料が迅速に利用できない**。
- 土壌分析結果に基づくきめ細かな施肥**の取組が増加しているが、成分濃度が細かく規格化されており、**自由な成分の組合せや濃度の肥料が作れない**。また、**実際には微量元素が含まれているのに表示を認められない**場合も存在。
 - ➡ ① **産業副産物**の有効利用のため、**細分化した規格を統合・簡素化**し、**成分濃度の規格を引き下げ**
 - ② **様々な微量元素等**の組合せやその表示ができるよう**規格を緩和** （いずれも告示改正）

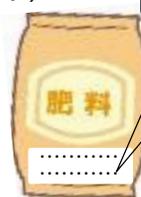
◆ 今後利用が期待される肥料原料の例

畜産業	豚ふんの燃焼灰
発電プラント等	木質系の燃焼灰（燃料の残渣）
食品製造、飲食店等	食品残渣の燃焼灰
	食品系汚泥発酵肥料
下水処理場	りん回収物（MAP）

◆ 微量元素の表示が可能に

- 堆肥などには、ほう素のような微量元素が含まれていることも
- 微量元素の表示が可能になることにより、野菜や果樹のほう素欠乏のような生理障害の改善が期待

(イメージ)



ほう素 〇%
マンガン 〇%
....



ほう素欠乏により茎表面が褐変したブロッコリー



ほう素欠乏により葉が虫食い状態のブドウ

ほう素入り肥料の施用により改善が期待



あの肥料にほう素が含まれてるってわかってよかったよ。



【表示等の見直し】

- 肥料の選択に際し、原料や製法まで確認する人や、成分濃度を重視する人等、**肥料の表示へのニーズは多様**。一方、有機・副産肥料では、原料の需給事情に対応して**原料変更が頻繁に行われ、その都度、包材の表示変更コストが発生**。
 - ➡ ③ **包材での表示は必要最小限**とし、**電子表示等を活用して詳細情報を提供**できる仕組みを検討（告示改正）
- 成分保証のルール**が厳しすぎて、過剰品質（成分の上ぶれ）を招いているとの指摘がある。
 - ➡ ④ **成分保証の設定方法や検査のルール**について、諸外国の例なども参考に**緩和**（省令・通知改正）

3 改正法のスケジュール（予定）

